

(参考)

先端設備等導入計画制度に係るよくあるご質問について

1. 旧施行規則に則った計画の変更手続きについて ……P2
2. 先端設備等の要件について ……P3
3. 投資利益率の算出について ……P4
4. 変更申請に係る投資利益率の算出について ……P4
5. 「事前確認書」と「投資計画に関する確認書」の違いについて ……P5
6. 設備等の「取得」について ……P5
7. 先端設備等導入計画の策定単位について ……P6
8. リース取引に係る手続き等について ……P6

(Q 1) 改正前の中小企業等経営強化法施行規則（以下「施行規則」という。）に則って先端設備等導入計画の認定を受けている事業者が令和5年4月1日以降に設備を取得し、新たな固定資産税の特例（以下「新税制」という。）の適用を受けたい場合の申請方法を教えてください。

<補足>・旧施行規則：令和5年4月1日改正前の施行規則

・新施行規則：令和5年4月1日改正後の施行規則

(A) 旧施行規則に則って計画認定を受けている事業者が、令和5年4月1日以降に設備を追加取得し、新税制の適用を受けようとする場合、【旧施行規則に則った変更申請】ではなく、**【新施行規則に則った新規申請】**を行う必要があります。（Q&A 1頁NO.8、5頁NO.20に関連）

【ご参考】 考え方について

施行規則の経過措置規定に基づき、旧施行規則に則って認定を受けた計画の変更手続は、そのタイミングが令和5年4月1日以降であっても、引き続き旧施行規則に則って行わなければならないこととなっています。しかし、旧施行規則に則って認定（新規及び変更の両方）を受けた計画は、新税制には適応しておりません。

このため、旧施行規則に則って計画認定を受けている事業者が令和5年4月1日以降に追加で設備を取得し、新税制の適用を受けようとする場合は、改めて新施行規則に則って新規で申請し、認定を受けていただく必要がございます。（結果として、新旧2本の先端設備等導入計画を持つこととなります。）

(Q2) 本制度において、固定資産税の特例の適用を受ける設備等の要件について教えてください。

(A) 令和5年度税制改正に伴う地方税法等の改正により、固定資産税の特例を受けられる設備等の要件の一部が変更されています。変更点について、以下のとおり旧税制と新税制を比較しておりますので、ご確認ください。

【旧税制：令和5年3月31日までに取得された設備に適用される税制】

：①生産性向上（年平均1%以上）要件及び②販売開始時期の2つの要件を満たす設備。
→旧税制では、「①生産性に関する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上すること（同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による）」及び「②一定の期間内に販売が開始されたモデルであること」の2つの要件を満たすことを証明する書類として、「工業会証明書」が使用されていました。

【新税制：令和5年4月1日以降に取得された設備に適用される税制】

：年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備。
→「投資計画に関する確認書」にて上記要件を満たしていることを確認します。なお、新税制においては、旧税制で使用されていた工業会証明書は不要となっております。

(Q 3) 投資利益率の算出について、計算方法等を教えてほしい。

(A) 投資利益率の計算表「(別紙) 基準への適合状況」について、各項目の数値は、決算値そのものではなく、**設備投資をした場合と、設備投資をしなかった場合とを比較し、その変化額(増減額)の見込み**を使用して計算します。

投資利益率として年平均5%以上向上を満たしていれば問題ないところ、計算の結果、あまりに大きな数値が算出されている場合、決算値そのものを用いて計算されている事例が多くございますので、ご注意ください。

(Q 4) 事業者から、設備の追加取得等に係る先端設備等導入計画の変更申請がある場合、申請にあたり、投資利益率の算出については、当初のものに合算するのか、それとも変更申請で追加される設備のみでいいのか。

(A) Q&A 8頁NO.27をご参照ください。投資利益率は、設備単位ではなく、**投資計画単位**で考えます。そして、投資計画の策定単位は、実際の設備投資の対象範囲(投資効果が直接波及する範囲)になります。

このため、当初確認を受けた投資計画と追加で実施する設備投資の対象範囲や投資目的が同じであれば、当初確認を受けた投資計画に合算する形で投資利益率を算定し、変更確認を受ける必要があります。

(Q 5) 「事前確認書」と「投資計画に関する確認書」の違いについて教えてください。

(A) 「**事前確認書**」は、先端設備等導入計画の認定要件【**労働生産性の年平均3%以上**】の確認用です。そして、「**投資計画に関する確認書**」は、先端設備等導入計画の認定とは別に、さらに新税制の適用を受けたい場合の要件【**投資利益率の年平均5%以上**】の確認用となっております。

注意すべき点は、税制支援を受けるには、先端設備等導入計画の認定を受けていることが前提であるため、両方の確認書が必要になります。なお、「投資計画に関する確認書」は、施行規則第7条第2項の改正に伴い、新設されたものです。

(Q 6) 先端設備等導入計画を策定する単位は、会社単位なのか。

(A) Q&A 4頁NO.9のとおりです。計画の策定の単位は、会社単位が原則となります。他方で、部門単位や工場単位等で労働生産性の現状値と目標値の算出が可能な場合には、これらの単位でも構いません。

(Q7) 設備等の「取得」とは、具体的にどのようなタイミングを指すのか。

(A) Q&A 6頁NO.10を簡潔にまとめると、「設備取得」とは、一般的に引き渡しが進んでいる状態を指し、検収を終えて機械等の所有権を得ていることを指すと整理されています。先端設備等については、先端設備等導入計画の認定後に取得することが【必須】ですので、ご注意ください。

(Q8) リース取引に係る手続き等について、具体的に教えてほしい。

(A) リース取引に係る新税制に関する手引きや様式等については、公益社団法人リース事業協会HPに詳しい手引き等が掲載されております。中小企業庁HPに掲載されております、「先端設備等導入計画策定の手引き（令和5年度税制改正後）令和6年4月版」と併せてご確認くださいますと幸いです。

■ 生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税特例措置(新特例措置)関連

<https://www.leasing.or.jp/studies/toshigenzei.html>

■ 「生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置」（新特例措置）の手引き〈第1版〉

https://www.leasing.or.jp/studies/docs/kozei_tebiki.pdf